

平成 28 年 1 月 21 日
国立研究開発法人協議会
(令和元年 12 月 20 日改定)

国立研究開発法人協議会の設立について (申し合わせ事項)

1. 目的

平成 27 年 4 月 1 日、改正独法通則法に基づき、31 の国立研究開発法人が研究開発成果の最大化を目指して発足した。

個々の国立研究開発法人が研究開発成果の最大化を目指した運営を行うにあたって、これらの国立研究開発法人が研究開発や人材の交流・育成、法人運営面で密接に連携協力することにより、それぞれの研究開発能力・研究推進能力の一層の向上を図り、我が国の科学技術の水準の向上とイノベーションの創出へのさらなる寄与が期待できる。

このため、国立研究開発法人が一堂に会し、諸課題を議論する場として、協議会を設立する。

2. 参加法人

当面、独立行政法人通則法に定める「国立研究開発法人」31 機関とし、研究開発力強化法で定める国立研究開発法人以外の 6 法人(中期目標管理法人)にもオブザーバーとして参加を呼び掛ける。

※平成 29 年 12 月 8 日現在 「国立研究開発法人」は 27 機関

3. 名称及び形態

任意団体として「国立研究開発法人協議会」とし、略称を「国研協」とする。

4. 活動方針

- (1) 機関長レベルでの総会を年 2 回(5 月、11 月)開催する。
- (2) 総会において、基本的な検討事項、検討体制等について、包括的議論を行う。

- (3) 具体的な検討にあたっては、課題ごとに分科会を設置し、担当理事・実務者レベルで検討する。
- (4) 本協議会における検討結果については次のように対処する。
- ・ 法人間で、解決できる問題については、実施に向け具体的に検討し、実行に移す。
 - ・ 法律的、制度的隘路など、政府レベルでの解決が必要な場合は、国と協力して解決に努力する。
- (5) 政府から、国立研究開発法人に共通する事項等に関する意見聴取や検討要請があった場合、意見の調整・とりまとめ等において協力する。
- (6) その他、学術団体等からの働きかけがあれば、可能な範囲で協力する。

5. 役員及び事務局

(1) 役員

- ・役員は会員法人の長から選任するものとする。役員が会員法人の長でなくなった場合は、残存任期中、当該法人の長を充てるものとする。
- ・会長 1 名、副会長 3 名以内(総括副会長 1 名、分科会長 2 名)
- ・任期:2 年(同一役職の連続しての再任は不可)
- ・選任方法:会長は立候補によるものとする。立候補者がいない場合、会員による推薦を以って候補者とする。立候補、推薦共にない場合には、会員法人の長の中から投票により選任することとし、詳細については別に定める。
また、副会長については会長が指名することとする。

(2) 事務局

- ・会長所属機関を中心に、副会長所属機関が協力
- ・開催地に応じて、地元機関が会場の手配等で協力

6. その他

- ・各国立研究開発法人と所管府省との関係は各法人に委ねる。
- ・必要に応じ案件を限ってオブザーバーとして、関係省庁の出席を求める。